

利用料金説明表（令和6年6月改定版）

【訪問看護通常料金】(※1)	介護保険	予防介護保険
所要時間20分未満(※2)	314単位	303単位
所要時間30分未満	471単位	451単位
所要時間30分以上1時間未満	823単位	794単位
所要時間1時間以上1時間30分未満 (准看護師の場合は所定の90%)	1128単位	1090単位

【理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)の場合】(※1、※3)		
所要時間20分未満	294単位	284単位

※1 1日2回超えて実施する場合は90%の金額

※2 週1回以上20分以上の訪問看護を計画・実施している場合にのみ提供できるサービスで、その月全部の訪問を20分以下のみのサービスだけにはできませんのでご了承ください。

【その他、料金詳細】共通

1、時間外料金	夜間（午後6時～午後10時）	1回につき25%増し
	早朝（午前6時～午前8時）	同上
	深夜（午後10時～翌朝6時）	1回につき50%増し

※3 理学療法士等がこの時間帯に行った場合も対象となります

2、各種加算料金

『緊急時訪問看護加算』（1ヶ月につき※4）共通 574単位

利用者の選択で24時間いつでも電話等により、療養相談に応じる事ができ、必要な場合ケアプラン以外の日時にも訪問を行う事ができます。

ただし、訪問を行った場合は基本料金が必要となります。

（夜間等の加算は必要としませんが、特別管理を算定する状態の利用者に対し1ヶ月以内・2回目以降の緊急訪問については加算をします。）

『特別管理加算』（1ヶ月につき※4）

厚生労働大臣が定めた、特別な管理が必要な状態の利用者に対し計画的な管理を行った場合加算します。

(I) 癌末期状態・気切カニューレを使用・留置カテーテル・等を要する利用者に対して 500単位

- (Ⅱ) ① 透析（人工透析・自己腹膜灌流）・在宅酸素・中心静脈栄養・経管栄養・自己導尿・C P A P療法・埋込型脳脊髄電気刺激装置・プログラムランタンジン I 2 製剤を精密ポンプで使用している方
- ② 人工肛門・膀胱
- ③ 真皮を超える褥創
- ④ 点滴を週 3 日以上行う

2 5 0 単位

『長時間訪問看護加算』（1 回につき） 3 0 0 単位

1 時間以上 1 時間 3 0 分未満の指定訪問看護を行った後に引き続き指定訪問看護を行う場合、所要時間を通算した時間が 1 時間 3 0 分を超えた場合に加算します。

『複数名訪問加算』（1 回につき）

3 0 分未満	2 5 4 単位
3 0 分以上	4 0 2 単位

看護師同志もしくはもう一人が保健師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれか有資格者となります。

同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対し訪問看護を行ったとき、利用者やその家族等の同意を得ている場合で、次のいずれかに該当する場合に加算します。

- ① 用者の身体的理由により 1 人の看護師等に訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ② その他、利用者の状況から判断して①又は②に準ずると認められる場合

『ターミナルケア加算』（※ 4）

死亡日前 1 4 日以内に 2 日以上訪問した場合 2 0 0 0 単位/回

死亡日前 2 日以内に 2 日連続で訪問した場合 6 8 0 0 単位/回

厚生労働大臣が定める状態で訪問看護を行っている利用者が在宅で死亡された場合（であって（ターミナルケアを行った後、2 4 時間以内在宅以外で死亡した場合を含む）、その死亡月に加算いたします。ただし訪問した月と死亡月が異なる場合は死亡月に加算いたします。また、両方の条件を満たす場合は 6 8 0 0 単位/回のみ算定されます。

※ 4 支給限度額には含まれません。

『初回加算』（初回月に※ 5） (Ⅰ) 3 5 0 単位 (Ⅱ) 3 0 0

当ステーションにて新規にまたは 3 ヶ月以上訪問利用が無かった場合、訪問看護を始める（再開する）月に加算

(Ⅰ) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し、病院、診療所等から退院

した日に訪問看護事業所が初回の訪問看護を実施した場合

(Ⅱ) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し、病院、診療所等から退院した日以降に初回の訪問看護を実施した場合

『退院時共同指導加算』(初回月に※5) 600単位

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院入所中に退院退所に向けて病院等の施設の職員と共同指導を行った

※5 退院時共同指導加算を算定した場合初回加算は含まれず除外されます

『看護・介護職員連携強化加算』(一ヶ月につき) 250単位

訪問介護事業所の介護職員等へ、痰の吸引等の業務が円滑に行われるよう連携・指導を行う場合

当ステーションの所在地が前橋となり地域区分7級地対象となりますので、算定月利用額(点数)に10.21をかけた額が当月実際の総額となります。

集合住宅に居住する利用者様へのサービスについて基本料金が減算になる場合

・ステーションと同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者について利用料が減算となります(10%減算)。また上記以外の建物に居住する方でステーションあかしあ利用者の人数がその建物のうち月20人以上の場合減算対象となります(10%減算)。

・またステーションと同一敷地内又は隣接する建物に居住する利用者についてその建物でステーションあかしあ利用者の人数がその建物のうち月50人以上の場合15%減算になります。

・自己負担金の計算では減算計算ですが、介護報酬利用限度額上の計算は減算前を基に計算されますのでご了承ください。

【実費】

1、 死後処置料 10000円

利用者ご本人がお亡くなりになった時の訪問している場合、家族の選択・ご希望により訪問看護の提供と連続し御遺体の清拭・排出物分泌物等の処置を行った場合に頂きます。

2、 交通費

通常の事業実施地域(前橋市・吉岡町・渋川市)以外にお住まいの方、もしくは

片道概ね15km以上の場合訪問1回につき300円負担となります。

※渋川市は旧赤城、北橘、小野上、子持を除く

3、衛生材料費

訪問看護を行うにあたって処置等検査治療に必要なガーゼやテープ類マスク・グローブ類は主治医の先生の所属する病院や当ステーションで用意いたしますが（医師の指示による個別の訪問看護において必要な物品）、訪問看護以外に必要なもの（オムツ等）はご用意していただきます。

・減算となった場合、支給限度額の扱いについては減算前の額で計算となります。

上記は令和6年6月1日からの介護報酬改定以降のものです。

訪問看護ステーション あかしあ